（水産業協同組合法施行規程の特例）

第二条　平成二十六年三月三十日までの間、水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）第三十六条中「額は」とあるのは、「額は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十四年六月二十九日金融庁農林水産省告示第十三号）第二条の規定により読み替えて適用する」とする。

附　則

1　この告示は、平成二十四年六月三十日から施行する。

2　この告示は、平成二十六年三月三十日限り、その効力を失う。

○国土交通省告示第七百五十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十条の四第一項の規定に基づき、特定離島路線の指定に関する告示（平成十一年運輸省告示第百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

表利尻島の項中「新千歳空港との間の路線」を「新千歳空港との間の路線（札幌飛行場との間の路線に改める。

稚内空港との間の路線）」を「稚内空港との間の路線」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百五十四号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一高速自動車国道東北縦貫自動車道の項中「郡山南インターチェンジ」を「白河インターチェンジ、矢吹インターチェンジ、須賀川インターチェンジ、郡山南インターチェンジ」に改め、同表高速自動車国道東北横断自動車道の項中「及び」を「、磐梯熱海インターチェンジ、猪苗代磐梯高原インターチェンジ、磐梯河東インターチェンジ、」に改め、「会津若松インターチェンジ」の下に「、会津坂下インターチェンジ及び西会津インターチェンジ」を加え、同表高速自動車国道常磐自動車道の項中「いわき湯本インターチェンジ」を「いわき勿来インターチェンジ、いわき湯本インターチェンジ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年六月三十日から施行する。

○国土交通省告示第七百五十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
東北縦貫自動車道弘前線	福島市大森字八幡南二七番二から同市大森字竹ノ内九番三まで	前	最大 四八 最小 三八	一一七
		後	最大 五六 最小 四一	

○国土交通省告示第七百五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
四国横断自動車道阿南四万十線	四国中央市新宮町新宮六八五番から同市新宮町新宮七一〇番一まで	前	最大 四三 最小 二四	二三
		後	最大 四二 最小 二一	

○国土交通省告示第七百五十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東海北陸自動車道	関市倉知字矢原二〇〇二番九〃から郡上市八幡町西乙原字西平二一九三番一まで	平成二十四年六月三十日〇時
	郡上市八幡町西乙原字西平二一九三番一から同市八幡町西乙原字西平二二〇三番二まで	〃

○国土交通省告示第七百五十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	尼崎市東園田町八丁目七九番一三地先から同市弥生ヶ丘町七五番地先まで	平成二十四年六月三十日〇時